



親子で遊ぼう会 5月

■保育園 2・3歳児サークル

日9日・16日・23日・30日(火) 午前10時～11時30分
場まつやま保育園
対市内在住の2・3歳と保護者
定親子5組(申込順)
内手遊び、リズム遊び、おもちゃ作りなど
申4月3日(月)午前9時30分から電話でまつやま保育園へ。

■体育館

日・場11日(木)市民体育館、18日(木)北地区体育館、25日(木)唐子地区体育館
受付 午前10時
時間 午前10時15分～11時15分
対0歳～未就学児と保護者
内手遊び、リズム遊び、ふれあい遊び、運動遊び
持体育館履き
申当日受付

■大岡市民活動センター

日・場22日(月)大岡市民活動センター和室大広間
時間 午前9時30分～11時30分
対0歳～未就学児と保護者
内自由遊び、歌、手遊び、育児相談など

■支援センター室開放

日毎週月・水・金曜日(3、5日を除く)午前9時～正午、午後2時30分～4時30分
場まつやま保育園(駐車場なし)
対市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない未就学児と保護者
申当日受付

問まつやま保育園 ☎22-1194 ☎22-7904

図書館だより

	市立図書館 ☎22-0324 ☎22-0064	高坂図書館 ☎35-5120 ☎35-5123	なしの花図書館(平野市民活動センター内) ☎25-2220
開館(室)時間	午前9時30分～午後7時	月～金曜日午前9時30分～午後6時 土・日曜日午前9時30分～午後5時15分	水・土・日曜日 午後1時～5時15分

- 託児サービス** 市立 第1・2・3・4金曜日午前10時～正午
- おはなし会** 市立 第2・4土曜日午前11時～11時30分
高坂 第1・2・4金曜日午前11時～11時30分
- ちいさいむけおはなし会(0～3歳位)** 市立 第1・3水曜日午前11時～11時30分
- ミニ朗読会(一般向け)** 市立 第2水曜日午後2時～3時
- 映画会** 市立 **日**4月9日(日)午後1時30分から **定**100人(先着順)
内「すばらしき世界」(126分)
日4月16日(日)午後1時30分から **定**100人(先着順)
内「ミナリ」(116分・字幕)



市立図書館HP



4月の休館日

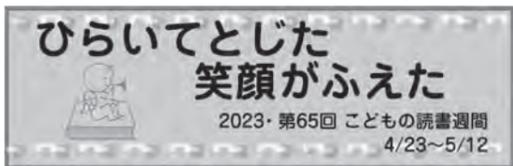
24日(月)

今月の図書館からのお知らせ

こどもの読書週間

4月23日(日)～5月12日(金)

子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから「こどもの読書週間」は1959(昭和34)年に誕生しました。今年の読書週間の標語は「ひらいてとじた 笑顔がふえた」です。各図書館(室)ではおすすめの本を展示しています。新しい本と出会う参考にぜひご覧ください。



市立図書館

□**読書週間おはなし会**
日4月29日(祝)午後2時～2時30分
場3階研修室
内パネルシアター、大型絵本など

市立図書館・高坂図書館

□**図書館オリジナルしおりを配布します**

内令和4年10月に図書館を利用する皆さんからしおりのデザインを募集し、館内で展示及び人気投票を行いました。投票の結果1位となったデザインのしおりを配布します。

配布期間 4月1日(土)から
配布場所 市立図書館・高坂図書館カウンター

□**好きな本の登場人物の絵をかいてかざろう**

日4月23日(日)～5月21日(日)
内図書館にある好きな本の登場人物(キャラクター、人、動物など)のイラストを募集し、各図書館内に掲示します。イラストを描く用紙は児童コーナーとカウンターに用意しています。イラストを描いたらカウンターに持ってきてください。



児童手当制度

☎中学校卒業までの児童を養育している人

支給額

対象年齢	出生順位	児童手当
3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学校修了前	第1子・第2子 第3子以降	10,000円 15,000円
中学生	一律	10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、児童手当に代わり、特例給付として児童1人につき月額5,000円を支給します。また、所得上限限度額以上の場合は支給されません。
 ※第3子以降とは、養育している年度末18歳以下の児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

支給時期 毎年6月、10月、2月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

☎・☎子育て支援課

☎21-1461
☎23-2239



市HP

利用者負担額(保育料)納付

市内認可保育園(公立・私立)、市外認可保育園(私立)の保育料は、納期限までにお支払いください。

対象	納期限
・4月分保育料と延長保育料 ・3月分一時保育料と短時間保育料	5月1日(月)
・5月分保育料と延長保育料 ・4月分一時保育料と短時間保育料	5月31日(水)
・6月分保育料と延長保育料 ・5月分一時保育料と短時間保育料	6月30日(金)

□座振替の場合は、各納期限日が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

☎保育課 ☎21-1407 ☎23-2239

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子家庭又は父子家庭、若しくは主として生計を維持する養育者に支給される手当です。

手当額の変更 4月分からの児童扶養手当(月額)は、次のとおり変更となりました。

区分	変更前(令和5年3月分まで)	変更後(令和5年4月分から)
本体額	全部支給 43,070円	44,140円(+1,070円)
	一部支給 43,060円～10,160円	44,130円～10,410円(+1,070円～+250円)
第2子加算額	全部支給 10,170円	10,420円(+250円)
	一部支給 10,160円～5,090円	10,410円～5,210円(+250円～+120円)
第3子以降加算額	全部支給 6,100円	6,250円(+150円)
	一部支給 6,090円～3,050円	6,240円～3,130円(+150円～+80円)

※5月振込み分から変更となります。

☎・☎子育て支援課

☎21-1461
☎23-2239



市HP

高等職業訓練促進給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父又は母が、看護師(准看護師を含む)等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合、高等職業訓練促進給付金として月額70,500円(市民税非課税世帯の場合は10万円)を支給します。
 ※修業の最後の1年間は4万円増額されます。

支給対象期間

上限4年間分(申請月から支給)
 ※支給期間の上限は、取得を予定する資格や、養成機関のカリキュラムで異なります。

※受給には、所得制限があります。申請を希望する人は、事前にお問い合わせください。

☎・☎子育て支援課

☎21-1461
☎23-2239



市HP



子育て

こども医療費

☎市内に住民登録がある18歳到達後最初の3月31日までの子ども

助成開始日

助成は申請日からです。ただし、出生・転入した場合は、誕生日・転入日後15日以内に申請があった場合に限り、誕生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元に子どもの健康保険証がない場合でも仮申請ができますので、必ず15日以内に手続きをしてください。

受給資格証の交付に必要なもの

子どもの健康保険証、保護者名義の通帳、保護者及び子どものマイナンバーカードなど(マイナンバーを確認できる公的書類)、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の顔写真入りのもの)
 ※保護者や子どもが外国籍の人は在留カードが必要です。

住所や保険証が変わったら

転居、転職で住所や保険証が変わった場合には、変更届が必要です。変更届に必要なもの：子どもの健康保険証、こども医療費受給資格証
 ※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

学校だけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になります。こども医療費受給資格証は使用しないでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

窓口で自己負担分を支払った場合は

医療費の支払い後、診療月、医療機関、入院・外来別に分け、それぞれについてこども医療費支給申請書に必要事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、子育て支援課又は各市民活動センターに提出してください。

☎・☎子育て支援課

☎21-1461
☎23-2239



市HP